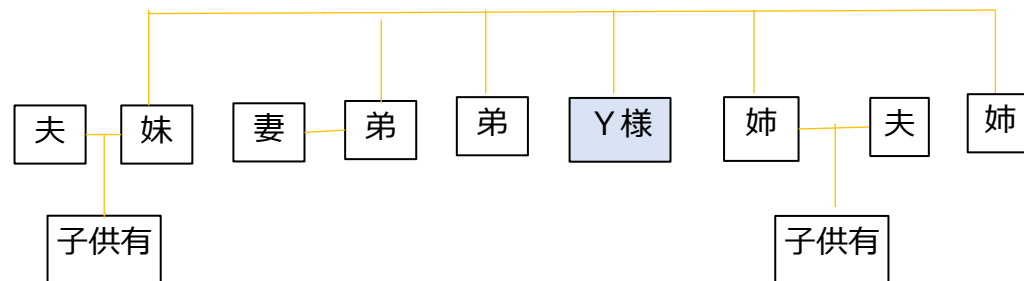


【ポイント】

- ①手間なし不動産運営
- ②認知症対策
- ③今後の継承・運営不安



Y様は6人兄弟姉妹であり、6名共有で築23年のテナントビルを所有していた。Y様は兄弟姉妹を代表してテナントビルの運営に関わっていたが、70歳台後半になり、不動産運営に携わる事に対して煩わしさを感じていた。

また姉たちも80歳を越え、認知症の心配だったり、独身のものが居たりして、将来の継承についても考える時期に来ていた。

Y様が融資を受けている金融機関より不動産信託の紹介があり、**スタート信託が不動産経営のすべてを担う事**で、安心して不動産運営を任せる事が出来た。

また**認知症になった場合でも事業を継続出来る**ことや、また今後の継承・運営についてもご理解頂き、Y様の不安を解消することが出来た。



* 本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。

本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。* 詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい